

那賀町告示第 211 号

那賀町ネーミングライツ事業実施要綱をここに公布する。

令和 5 年 11 月 10 日

那賀町長 橋 本 浩 志

那賀町告示第 47 号

那賀町ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町が所有する施設の愛称を命名する権利を事業者に付与することにより、新たな財源を確保し、町が所有する施設の持続可能な運営及び維持管理を行うために実施するネーミングライツ事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ 町の所有する施設又はその一部（以下、「施設」という。）に愛称を命名する権利をいう。
- (2) 事業者 事業を営んでいる個人若しくは法人又はそれらにより構成された団体をいう。
- (3) ネーミングライツ・パートナー ネーミングライツを取得した事業者をいう。
- (4) ネーミングライツ事業 ネーミングライツに関して町と事業者が契約を締結し、事業者が愛称を命名する権利を与え、町がその対価（以下、「ネーミングライツ料」という。）を得て、施設の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てる事業をいう。

(事業の基本原則)

第 3 条 ネーミングライツ事業は、施設本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業の推進における公平性を損なわないように行うものとする。

- 2 町長は、ネーミングライツ事業を導入した施設について、愛称を積極的に使用するものとする。
- 3 町長は、条例に規定する施設の名称については変更しないものとし、必要に応じて条例に規定する施設の名称を使用するものとする。

(対象施設)

第4条 ネーミングライツ事業の対象となる施設は、スポーツ施設、文化施設その他町が所有する施設とする。ただし、町がネーミングライツ事業にふさわしくないと認める施設は、ネーミングライツ事業の対象外とする。

2 ネーミングライツ事業の対象となる施設の選定は、町長が行う。この場合において、選定しようとする施設が指定管理者制度導入施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理を行っている施設又は管理を行うこととしている施設をいう。以下同じ。）の場合は、あらかじめ当該指定管理者と協議するものとする。

(ネーミングライツの付与期間)

第5条 ネーミングライツを付与する期間は、3年以上とする。ただし、指定管理者制度導入施設については、その指定期間を考慮し、ネーミングライツを付与する期間を町長が別に定めることができる。

2 指定管理者制度導入施設を対象とするネーミングライツにおいて、対象施設の指定管理者がネーミングライツ・パートナーとなった場合、ネーミングライツを付与する期間は、指定管理期間の末日までとする。

(募集)

第6条 町は、ネーミングライツ事業の実施にあたっては、次に定めるところにより、原則として公募によるものとする。

- (1) 公募については、町ホームページへの掲載等により広く募集するものとする。
- (2) ネーミングライツ料その他ネーミングライツ事業に必要な事項については、対象となる施設ごとの募集要項に定める。

(応募)

第7条 ネーミングライツ事業に応募しようとする事業者は、那賀町ネーミングライツ事業申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 事業応募に係る誓約書（様式第2号）
- (2) 事業者の概要を記載した書類
- (3) 定款、寄付行為その他これらに類する書類
- (4) 法人にあつては、法人登記に係る登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し。ただし、発行後3か月以内のもの
- (5) 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- (6) 直近1事業年度分の納税証明書のうち別に定めるもの（団体にあつては、代表者分）
- (7) その他町長が必要と認めるもの

(ネーミングライツ・パートナーの要件)

第8条 ネーミングライツ・パートナーとなることができる事業者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの
- (2) 那賀町建設業者指名停止措置要綱及び那賀町物品調達業者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けているもの
- (3) 国税、県税又は市町村税を滞納しているもの
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしているもの又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしているもの（更生計画又は再生計画が裁判所に承認されたものを除く。）
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 2 項に規定する風俗営業者
- (6) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 2 項に規定する貸金業者（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定するものを除く。）
- (7) 政治性又は宗教性のある事業を行うもの
- (8) 那賀町暴力団排除条例（平成 24 年那賀町条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する若しくは同条第 2 号及び 3 号に規定する暴力団員及び暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）であるもの又は暴力団員等と密接な関係を有しているもの
- (9) 指定管理者制度導入施設である場合は、ネーミングライツ事業を導入した時点の指定管理者の事業目的と競合するもの
- (10) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 3 号に規定するインターネット異性紹介事業者
- (11) その他町長が適当でないと認めるもの

（使用できない愛称）

第 9 条 次の各号に掲げる事項に該当する名称は、愛称にすることができない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義又は主張に当たるもの
- (6) 著作権、商標権その他知的財産権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (7) その他町長が適当でないと認めるもの

（審査機関）

第 10 条 ネーミングライツ事業に係る審査は、那賀町ネーミングライツ・パートナー選定委員会（以下、「委員会」という。）が行う。

- 2 委員会は、委員長、副委員長、委員で組織する。
- 3 委員会の委員長は副町長を、副委員長は総務課長を、委員は教育長、及び対象施設地区支所長、その他町長が必要と認める者をもって充てる。
- 4 委員会の委員数は 10 名以内とする。

- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。
- 6 委員会の庶務は、対象施設所管課において行う。

(会議)

第 11 条 委員会の会議は、ネーミングライツ事業への応募があったとき又は必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長が議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(決定及び通知)

第 12 条 町長は、委員会の審査の内容及び結果を尊重し、ネーミングライツ・パートナーを決定するものとする。

- 2 町長は、ネーミングライツ・パートナーの採用を決定したときは、那賀町ネーミングライツ・パートナー採用決定通知書（様式第 3 号）により、不採用を決定したときは那賀町ネーミングライツ・パートナー不採用決定通知書（様式第 4 号）により、応募した事業者に通知するものとする。

(愛称変更の禁止)

第 13 条 愛称は、ネーミングライツを付与する期間内は原則として変更することができない。ただし、町長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

(契約)

第 14 条 町長は、ネーミングライツ・パートナーとなった事業者とネーミングライツ事業に係る契約を締結するものとする。

(費用負担区分)

第 15 条 ネーミングライツ事業に係る町とネーミングライツ・パートナーの費用負担の区分は、別表第 1 のとおりとする。

(ネーミングライツ料の納入)

第 16 条 町長は、第 14 条の規定における契約締結後、速やかにネーミングライツ・パートナーに対し、契約を締結した年度に係るネーミングライツ料を請求するものとし、当該年度の翌年度以降に係るネーミングライツ料は、各年度当初に請求するものとする。

- 2 ネーミングライツ・パートナーは、前項の規定により請求があったときは、町長が指定する期日までにネーミングライツ料を納入しなければならない。

3 町長は、特に必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、ネーミングライツ・パートナーと協議のうえ、支払い方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

(条例の遵守)

第17条 ネーミングライツ・パートナーは、対象施設、施設案内看板等への愛称の表記については、徳島県屋外広告物条例(昭和35年徳島県条例第41号)の規定を遵守するものとする。

(契約解除の申出)

第18条 ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツ事業の継続が困難となったときは、あらかじめ那賀町ネーミングライツ事業契約解除申出書(様式第5号)により町長に契約の解除を申し出るものとする。

(ネーミングライツの取消し)

第19条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ネーミングライツの付与を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までにネーミングライツ料の納入がないとき。
  - (2) ネーミングライツ・パートナーが法令等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
  - (3) ネーミングライツ・パートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
  - (4) 前条の規定により、ネーミングライツ・パートナーからの契約解除の申し出があったとき。
  - (5) その他ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと町長が認める事由が生じたとき。
- 2 町長は、前項の規定によりネーミングライツの付与を取り消したときは、那賀町ネーミングライツ付与取消決定通知書(様式第6号)によりネーミングライツ・パートナーに通知するものとする。
- 3 第1項の規定によりネーミングライツの付与を取り消した場合、第16条の規定により既に納入されたネーミングライツ料については、返還しないものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関して必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1（第15条関係）

区 分	町	ネーミングライツ・ パートナー
看板等への表示変更 ※1		○
愛称の使用期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物や本町ホームページの表示変更 ※2	○	

○は、ネーミングライツ事業に係る区分における費用を負担するものを示す。

※1 新規の看板等の場合は、設置の可否についても協議のうえ決定する。

※2 本町で発行している印刷物については、新規作成分を対象とする。また、残部数、改定時期等を勘案し、協議のうえ変更時期を決定する。

那賀町ネーミングライツ事業申込書

年 月 日

那 賀 町 長 様

主たる事務所の所在地

（個人の場合は住所）

申込者 法人名・名称

（個人の場合は氏名）

代表者氏名

電話番号

那賀町ネーミングライツ事業実施要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおりネーミングライツ事業に応募します。

施 設 名	
愛 称 案	
愛 称 の 理 由	
命 名 権 付 与 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
ネーミングライツ料	年額 円
応 募 の 動 機	
本申し込みに係る担当者	

添付書類

- (1) 事業応募に係る誓約書
- (2) 事業者の概要を記載した書類
- (3) 定款、寄付行為その他これらに類する書類
- (4) 法人登記に係る登記事項証明書（商業登記簿謄本）写し ※発行後3か月以内
- (5) 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益対照表）及び事業報告書
- (6) 直近1事業年度分の納税証明書
- (7) その他町長が必要と認めるもの

那 賀 町 長 様

主たる事務所の所在地

（個人の場合は住所）

申込者 法人名・名称

（個人の場合は氏名）

代表者氏名

電話番号

那賀町ネーミングライツ事業応募に係る誓約書

那賀町ネーミングライツ事業申込に当たり、下記の事項について、事実と相違ないことを誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して町が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

- 1 ネーミングライツ・パートナーの応募資格要件を全て満たしています。
- 2 提出した書類に虚偽又は不正はありません。
- 3 事業及び法人等運営について、法令に違反する事実はありません。
- 4 那賀町ネーミングライツ事業実施要綱及び募集要項を遵守いたします。



第 号  
年 月 日

様

那賀町長

那賀町ネーミングライツ・パートナー採用決定通知書

年 月 日付けの応募について、次のとおり決定しましたので、那賀町ネーミングライツ事業実施要綱第 12 条の規定により通知します。

施 設 名	
愛 称	
愛 称 の 理 由	
ネーミングライツ 付 与 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
ネーミングライツ料	年額 円
	総額 ( 年間 ) 円

第 号  
年 月 日

様

那賀町長

那賀町ネーミングライツ・パートナー不採用決定通知書

年 月 日付けの応募について、次の理由により不採用とすることを決定しましたので、那賀町ネーミングライツ事業実施要綱第 12 条の規定により通知します。

施 設 名	
不 採 用 理 由	

那賀町ネーミングライツ事業契約解除申出書

年 月 日

那 賀 町 長 様

主たる事務所の所在地

(個人の場合は住所)

申込者 法人名・名称

(個人の場合は氏名)

代表者氏名

電話番号

那賀町ネーミングライツ事業実施要綱第 18 条の規定に基づき、次のとおりネーミングライツ事業の契約解除を申し出ます。

施 設 名	
愛 称	
ネーミングライツ 付 与 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
ネーミングライツ料	年額 円
契 約 解 除 の 理 由	

第 号  
年 月 日

様

那賀町長

那賀町ネーミングライツ付与取消決定通知書

次の理由により、ネーミングライツ付与の取り消しを決定しましたので、那賀町ネーミングライツ事業実施要綱第 19 条の規定により通知します。

施 設 名	
愛 称	
取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 理 由	